

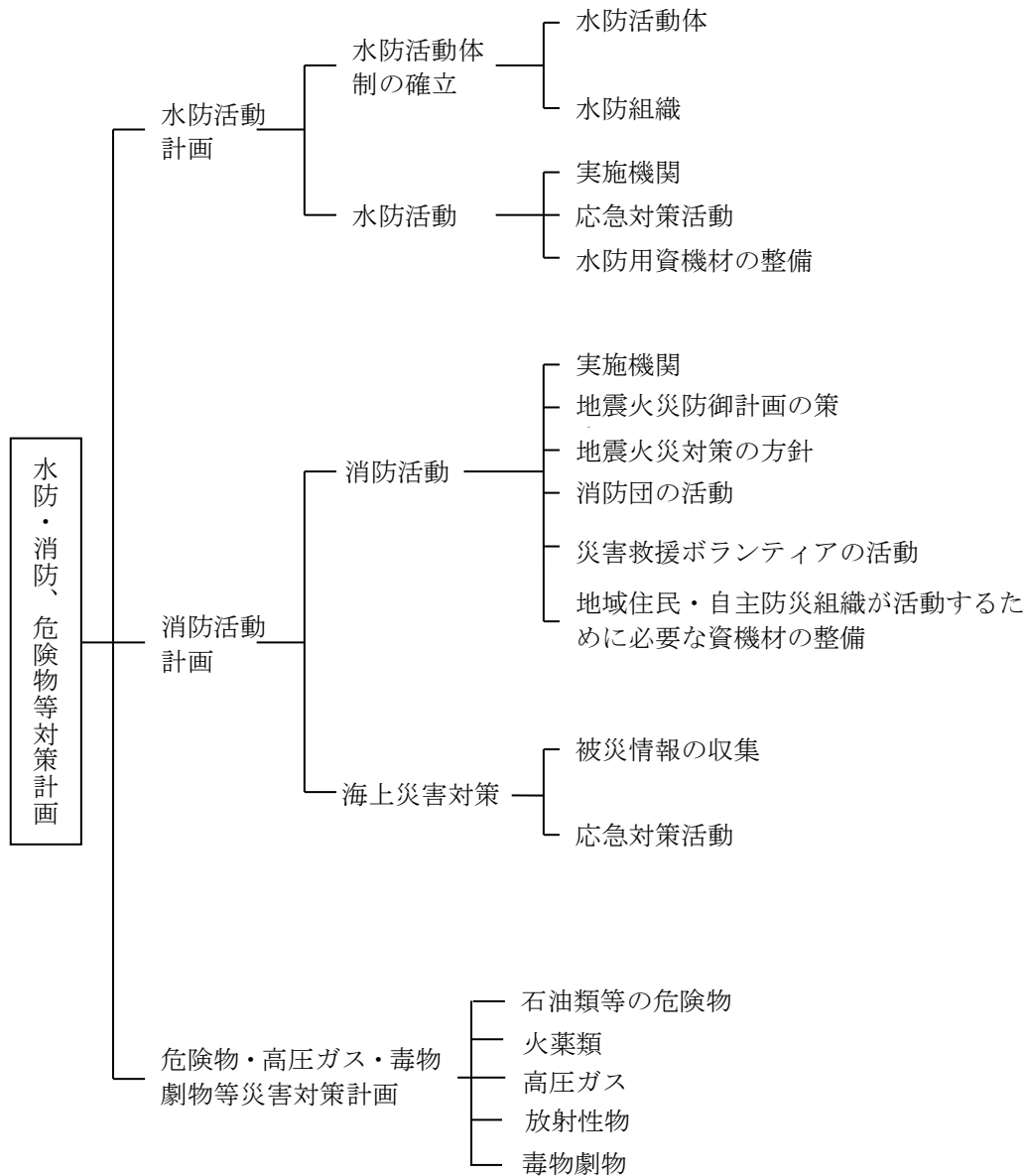
第12章 水防・消防、危険物等対策計画

基本的な考え方

地震が発生した場合の被害は、建物、構造物の倒壊によるもののほか、河川・護岸等の損壊又は津波による浸水、火災の発生が予想される。

また、危険物施設等における災害の拡大防止及び従業員・周辺住民の安全確保について必要な対策を講じる必要がある。

このため、これらによる被害を最小限に食い止めるため、震災時における水防、消防及び危険物等に係る応急対策活動について定める。



第1節 水防活動計画

地震が発生した場合、ダム、河川・海岸等の堤防、護岸の決壊又は降雨等による洪水による浸水及び津波等による浸水の被害の発生が考えられる。

このため、県及び水防管理者（町長）は、地震が発生した場合、これらの被害を最小限に防ぐために必要な措置を講じることになる。

本節では、震災時において水防管理者（町長）がとる応急対策について、必要な事項を定める。

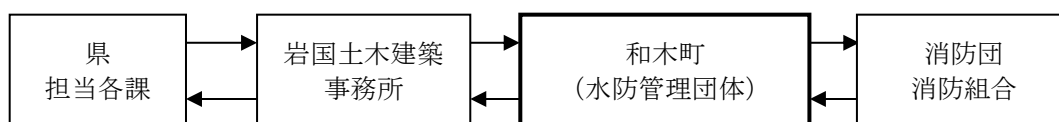
第1項 水防活動体制の確立

1 水防活動体制

地震発生後において、水防対策が必要な事態が発生した場合又は气象台から大雨に関する予警報が発表された場合は、本編第3編第13章「水防計画」に定める体制に準じる体制により、事態を処理する。

2 水防組織

- (1) 本編第3編第13章第3節「職員の配備体制及び所掌事務」を準用する。
- (2) 連絡系統



第2項 水防活動

震災時における水防対策については、下記の他、本編第3編第13章第9節「水防活動」に準拠して必要な措置及び応急対策を講じる。

1 実施機関

(1) 水防管理団体及び町の措置

ア 水防管理者（町長）は、町内での地震（震度3以上）の発生又は津波注意報が発令された場合は、地域防災計画に基づき、第1警戒体制に移行し、情報収集、警戒、点検及び防御体制を強化する。

イ 水防活動に当たっては、ダム、堤防等の施設の管理者、警察、海上保安部、消防、県等の防災関係機関と連携を密にし、住民を二次災害から守ることを重点に、必要な措置（避難勧告、避難誘導等）及び応急水防対策を講じる。

(2) 施設の管理者

ダム、堤防、水門、樋門、防潮扉等の管理者は、地震（震度4以上）が発生した場合は、直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じて関係機関及び地域住民に連絡するとともに、ダム、水門等の操作体制を整え、状況により適切な開閉等の措置を講じる。

2 応急対策活動

(1) 監視、警戒活動

町内での地震（震度4以上）の発生又は津波警報が発令された場合は、水防管理者（町長）は地域防災計画に基づき、第2警戒体制に移行するとともに、関係機関は、直ちに、ダム、河川、海岸、水門、樋門、防潮扉等を巡視し、被害箇所、危険箇所その他重要箇所の監視警戒に当たる。

(2) 水門、樋門、防潮扉等の操作

ア 水門、樋門、防潮扉等施設の管理者は、地震を感知又は津波警報が発令された場合は、直ちに門扉を操作できる体制を整え、水位の変動を監視し、必要に応じて適正な開閉を行う。

イ 大規模地震が発生した場合は、水門、樋門等に被害が発生し、沈下・変形等により、開閉操作が不可能となる場合が考えられる。このため、各施設の管理者は、建設業者等への緊急連絡体制を整え、速やかな対応ができるようにしておく。

ウ 津波注意報・津波警報が発表された場合

津波の到達予想時刻までに操作終了後の避難等の時間的な余裕があるなど、操作の安全が確保できる場合に限り、開閉を行う。

この場合の時間的余裕が有る場合の活動時間については、町「津波避難計画」第4章「避難誘導等に従事する者の安全確保」に基づき、判断する。

(3) 浸水・溢水等への応急措置

警戒、監視等により応急排水等の措置が必要となった場合は、水防管理者は、関係機関と協力し、直ちに、付近住民へ周知を図るとともに、必要に応じて避難誘導等の措置及び応急排水を実施する。

(4) 農業用施設の応急措置

各施設の管理者は、水門、樋門等の被害状況を確認し、被害の拡大、二次災害を防止するため、自ら応急措置を実施するとともに、関係機関に応援協力を要請し、必要な対策を講じる。

3 水防用資機材の整備

町は、その所管する区域における浸水への対応が十分できるよう必要な資機材を整備するとともに、緊急調達方法等についてあらかじめ定めておく。

第2節 消防活動計画

大規模地震発生時には、火災の多発により、極めて多数の人命の危険が予想される。

地震時の火災の態様は、地震の規模、震源の位置、発生する時期、気象条件、その地域の市街地状況、消防水利や消防ポンプ自動車等の消防力の配備状況等により被害の様相が異なり、臨機応変な活動が求められることから、震災時における消防活動に必要な事項について定める。

なお、消防活動に関する一般的事項については、本編第3編第20章第1節第3項「消防活動」に定めている。

第1項 消防活動

1 実施機関

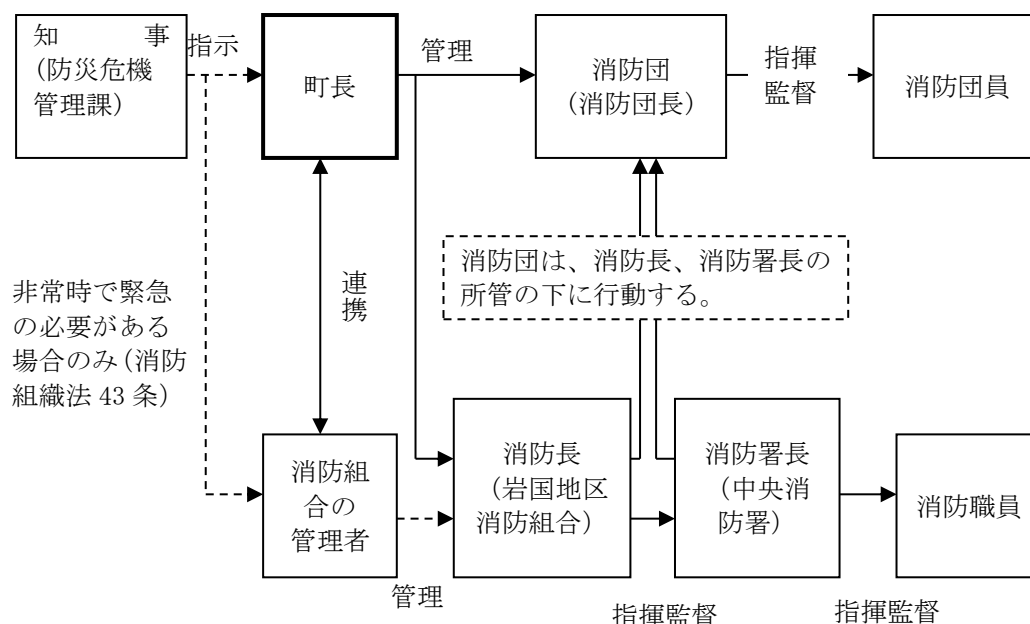
(1) 消防の実施責任は、町にある。

このため、町及び消防機関は、全機能をあげて被災直後における出火防止、初期消火、延焼拡大の防止等に努めるものとする。

この場合において、地域住民、自主防災組織等の協力が必要であることから、これらの者と一体となった活動体制を確立しておくものとする。

(2) 県は、町が実施する消防活動が円滑に行われるよう、他の公共団体、国、防災関係機関との連絡調整及び町に対して必要な指示、助言を行う。

(3) 町消防機関の系統図



2 地震火災防御計画の策定

- (1) 消防活動について、町は、国の指導に基づき、その地域における消防活動に必要な「消防計画」を策定している。

地震発生時における消防活動については、「地震災害活動マニュアル」が作成されているところであるが、大規模地震発生時における消防活動をより円滑、的確に実施するため、被害想定を踏まえ、地域の特性を加味した防御活動計画の策定を図っていくものとする。

- (2) 地震発生時の火災防御計画の目標

地震による災害は、地震そのものの強さやその他の条件によって左右されるものであるが、被害発生規模に着目し、人命の確保、物的被害の軽減等について、段階的な防御対象及び範囲を定めるなど、最も効果的に被害軽減が図れる計画となるように努めるものとする。

この場合、消火栓の使用不能、道路寸断等による消防力の低下、また、地域住民、事業所、他市町村、他県の応援協力等をも踏まえた計画内容とするものとする。

- (3) 地震発生時火災防御計画には、消防職団員の部隊運用要領等とともに、これを補完するものとして災害救援ボランティア、地域住民の活動内容、協力支援体制等についても計画の中に盛り込むものであること。

3 地震火災対策の方針

- (1) 町及び消防機関は、同時多発の火災から住民の生命の保護を第一として活動を実施するものとする。

この場合において、出火防止と初期消火の徹底について住民や事業所に呼び掛けるとともに、地域住民を含めその全機能をあげて、避難の安全確保及び延焼の拡大防止に必要な活動を実施するものとする。

- (2) 防御活動

防御活動の実施に当たっては、明確な防御方針、重要対象物の指定、延焼阻止線、避難地・避難路、消防活動計画図の策定、部隊の運用体制等についての体制を確立し、活動するものとする。

4 消防団の活動

消防団は地域に密着した防災機関として、出火防止を始めとする住民指導及び保有装備を活用した消火活動その他の災害防御に当たるものとする。

- (1) 出火警戒活動

- (2) 消火活動
 - (3) 救助救出活動
 - (4) 応急手当活動
 - (5) 災害情報の収集伝達活動
 - (6) 避難誘導及び指示
- 5 災害救援ボランティアの活動
- 大規模地震発生直後等における消防活動を迅速かつ的確に実施するには、既存の消防機関だけでは困難なことが予想され、今後、災害救援ボランティアの育成を図って行くこととしている。
- 災害救援ボランティアの活動については、国が、次のような活動分野を期待して育成を図ることとしていることから、活動については概ねこれによるものとする。
- (1) 初期消火活動及び消火活動及びその支援
 - (2) 救助救出活動及びその支援
 - (3) 応急手当活動及びその支援
 - (4) 災害情報の収集・伝達活動及びその支援
 - (5) その他避難誘導等の活動に対する支援
- 6 地域住民・自主防災組織が活動するために必要な資機材の整備
- 激甚な大震災が発生した場合、地域によっては、早期の消防力の投入が困難なことが考えられるため、地域住民・自主防災組織が容易に使用できる消火、救助資機材の整備について、町は検討を進め整備の促進に努めるものとする。

第2項 海上災害対策

地震、津波等により沿岸及び海上等の危険物施設や船舶等から油が流出した場合又はこれに伴う火災が発生した場合及び危険物が流出した場合、人命救助、消火活動、流出油等の防除、付近の船舶の安全確保及び沿岸住民への被害防止を図るため、海上保安部・署は、関係機関と密接な連絡をとり、必要な措置を講じるものとする。

警察本部、消防機関、港湾管理者及びその他の関係機関は、港長及び海上保安部長・署長が実施する応急対策に対して協力を行うものとする。

1 被災情報の収集

- (1) 被災状況の把握
 - ア 船舶、海洋施設、港湾施設等の被災状況
 - イ 水路、航路標識の異常の有無
 - ウ 石油コンビナートの被災状況
- (2) 港内の状況
 - ア 在泊船舶の状況
 - イ 船舶交通の輻輳状況
- (3) 被災地周辺海域における船舶交通及び漂流物の状況
- (4) 港湾等における避難者の状況
- (5) 関係機関等の対応状況
- (6) 海上及び沿岸部の被災状況に関する情報収集の実施に支障をきたさない範囲において、陸上における被災状況に関する情報収集を行う。
- (7) その他発災後の応急対策の実施上必要な事項

2 応急対策活動

- (1) 人命救助
 - 巡視船（艇）、航空機又は特殊救難隊等により捜索救助活動を実施する。
 - この場合、関係機関は協力し、負傷者、被災者等の避難誘導、救出、救護に当たる。
- (2) 被災船舶に対する拡大防止措置の指導
 - ア 流出箇所等の閉鎖
 - イ 船舶所有の資機材による防除活動
 - ウ 積載油等の他タンクへの移送

- (3) オイルフェンスの展張
- (4) 流出油の回収等
- (5) 初期消火及び延焼拡大防止
- (6) 被災地付近の警戒及び立入制限
- (7) 応急資機材、消火資材の調達、確保及び輸送
- (8) 被災船舶の移動等
- (9) 被害拡大防止のため必要があるときは、船艇、航空機、特殊救難隊又は機動防除隊の動員及び海上災害防止センターへの防除措置の指示並びに自衛隊等関係機関に対する出動要請を行う。
- (10) 船舶の交通規制
 - ア 航行の制限又は禁止
 - イ 港内在泊船舶に対する避難勧告及び移動命令
 - ウ その他必要な航行管制
- (11) 港内及び付近海域における火気の使用禁止又は制限
- (12) 必要に応じ、被災地付近住民等への避難勧告
- (13) 海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において、陸上における消火活動等に協力する。

第3節 危険物・高圧ガス・毒物劇物等災害対策計画

大規模な地震により、危険物・火薬・高圧ガス・放射性物質・毒物劇物等の施設が損傷し、火災・爆発・流出等の災害が発生した場合は、従業員や周辺地域住民に対して重大な被害を与えるおそれがある。

このため、これらの施設に対して、関係法令による種々の保安防災対策が講じられているが、地震により発生する災害を最小限に止めるため、関係機関が相互に協力し、災害の拡大防止及び従業員・周辺住民の安全確保に必要な対策を講じるものとする。

なお、石油コンビナート等災害防止法による石油コンビナート等特別防災区域における危険物施設・高圧ガス施設等の対策については、山口県石油コンビナート等防災計画及び岩国・大竹地区石油コンビナート等防災計画に定めるところによる。

第1項 石油類等の危険物

発火性又は引火性の強い石油類等の危険物については、事故等が発生した場合の影響の大きさに鑑み、消防法に基づき、保安、防災対策が講じられてきている。

激甚な地震等により、これらの施設に損傷等が発生した場合、関係機関及び関係事業所等は、当該危険物施設の災害の態様に応じて、次の緊急措置を講じ、被害を最小限に止める。

実施者	措置内容
施設の所有者、管理者又は占有者	<p>1 地震発生時の応急対策</p> <p>(1)地震発生後、直ちに、地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、地震の規模に応じた防災要員を確保する。</p> <p>(2)地震発生後、直ちに、人的・物的被害、火災・爆発・漏洩等の有無を調査・点検するとともに、地震の規模に応じて危険物関係施設の運転停止等を行う。</p> <p>(3)地震により、人的・物的被害が生じ、又は火災・爆発・漏洩等の災害が発生したときは、直ちに、負傷者の救護、危険物関係施設の運転停止、施設内の使用火気の消火及び常用電源の遮断等の応急措置を講じるとともに、事業所の防災組織による防災活動を行う。</p> <p>(4)地震による災害が拡大し、周辺住民等に被害が及ぶおそれがあるときは、周辺住民等への避難誘導等の必要な措置を講じる。</p> <p>(5)車両により危険物を輸送中に地震が発生した場合は、直ちに、車両を安全な場所に停車して、危険物の漏洩の有無等について点検し、異常があるときは前記の応急措置を講じる。</p>

	<p>2 地震発生時の連絡通報及び広報活動</p> <p>(1)地震により災害が発生したときは、直ちに、消防機関、警察、県（防災危機管理課）等へ通報する。</p> <p>なお、通信手段が途絶しない限り、第一報は、電話連絡とし、その後の状況及び別に定める事項は、ファクシミリ等により逐次報告するものとする。</p> <p>(2)地震による災害が、周辺住民へ不安を与えるおそれがある場合、又は周辺住民へ被害を及ぼすおそれがある場合は、被害の状況及び避難の必要性等について、迅速かつ正確な広報活動を行う。</p>
<p>町長 （消防機関）</p>	<p>1 地震発生時の危険物関係事業者への指示等</p> <p>(1)危険物関係施設の災害により、周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、関係機関と協議の上、施設に対する応急措置、周辺住民の避難誘導、広報活動等について、必要な指示をする。</p> <p>(2)危険物関係施設に災害が発生し、被害の拡大防止又は周辺住民の安全確保のため必要と認めるときは、施設の全部又は一部の使用停止を命じ又はその使用を制限する。</p> <p>(3)危険物が流出したときは、その危険物の排除作業を実施させる。</p> <p>2 救急・防災活動（消防機関）</p> <p>地震により危険物関係施設に災害が発生したときは、必要な救急・防災活動を行うとともに、必要に応じて危険物関係事業者に防災活動上必要な指示を行う。</p> <p>3 広報・警戒区域・避難勧告・避難指示（町・消防機関）</p> <p>(1)周辺住民に対し、危険物関係施設の災害の状況・避難の必要の有無について、適切な広報活動を行う。</p> <p>(2)危険物関係施設の火災・爆発、危険物の漏洩等により周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、警戒区域の設定及び避難勧告・避難指示等の必要な措置を講じる。</p> <p>4 関係機関との連絡・調整等</p> <p>(1)地震による危険物関係施設の災害の拡大を防止し又は周辺住民の安全性確保のため必要があるときは、関係機関と連絡・調整して必要な対策を講じる。</p> <p>(2)地震による危険物関係施設の災害の拡大を防止するために他の消防本部の応援を必要とするときは、化学消防車等の必要な資機材及び人員の応援要請の措置を講じる。</p>
<p>警察</p>	<p>1 町、県及び消防機関と連絡をとり施設管理者等に対する保安措置の指導、取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等を行う。</p> <p>2 町長から要求があったときは、災対法第59条の規定に基づき、災害拡大のおそれがある設備又は占有者等に対し、災害の拡大防止に必要な限度において、その設備、物件の除去、保安等必要な措置をとることを指示する。</p>
<p>海上保安部・署</p>	<p>1 巡視船艇、航空機により被害状況の把握に努めるほか、県及び消防機関と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導、警戒区域の設定、避難誘導、取締りを行う。</p> <p>2 危険物荷役中の船舶に対して、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。</p> <p>3 船舶交通の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、必要に応じて船舶等に対して、移動を命じ、又は航行を制限し、若しくは禁止するとともに、航行警報等により速やかに周知する。</p> <p>4 被災その他の原因により自力航行能力を失った危険物積載船舶等に対して、安全な場所への救出措置を講じる。</p> <p>5 危険物等防除作業にかかる指導及び巡視船艇による応急防除作業等を行う。</p>

第2項 火薬類

関係機関及び関係事業所等は、災害の態様に応じて、次の措置を講じる。

実施者	措置内容
火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者	<p>1 地震発生後、直ちに地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災要員を確保し、事業所等の応急点検を実施し、被害状況を把握する。</p> <p>2 地震による災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じたときは、災害の拡大を防止するための緊急措置を講じるとともに、警察及び消防機関に連絡する。</p> <p>(1)貯蔵火薬類を安全な場所に移す余裕があるときは、移動の措置をとり、見張りを厳重にする。</p> <p>(2)搬送に余裕がない場合は、火薬類を水中に沈める等の安全措置を講じる。</p> <p>(3)火薬庫の入口、窓等を完全密閉し、木部に防火措置を講じるとともに、状況によっては、付近住民に避難の勧告を行う。</p> <p>(4)吸湿、変質、不発、半発発等のため、著しく原性能を失った火薬類又は安定度に異常を呈した火薬類は、安全確認の後廃棄する。</p>
警察	第1項「石油類等の危険物」に準じた措置を講じる。
海上保安部・署	第1項「石油類等の危険物」に準じた措置を講じる。
中国経済産業局	火薬製造事業所等の施設が、火災等の発生により危険な状態となった場合又は危険を及ぼすおそれがあると認めるときは、その保安責任者に対して、法令の定めるところにより、危険防止措置を講じるよう監督又は指導を行うものとし、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより、緊急措置命令等を行う。

第3項 高圧ガス

高圧ガスの製造所、貯蔵所、販売所、消費施設等（以下「高圧ガス関係施設」と言う。）については、高圧ガス取締法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律により種々の保安防災対策が講じられている。

しかしながら、大規模地震発生時には、高圧ガス関係施設に火災・爆発・漏洩等の災害が発生し、高圧ガス関係事業所内外に重大な影響を与えるおそれがあることから、高圧ガス関係事業者及び関係機関は、次の措置を講じる。

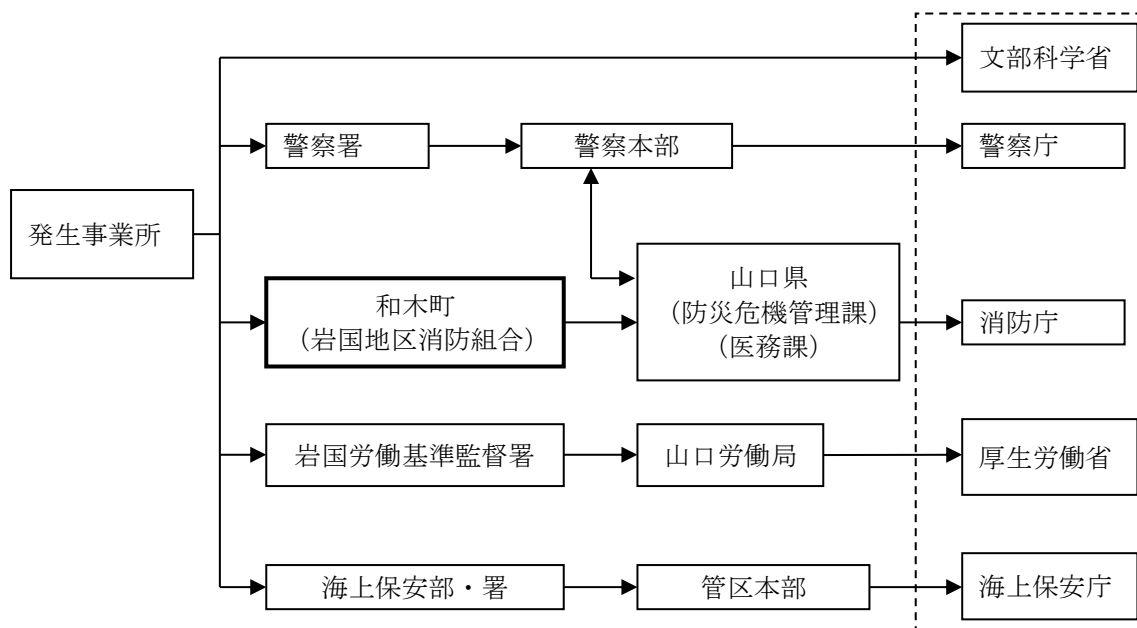
実施者	措置内容
高圧ガス関係事業者	<p>1 地震発生時の応急対策</p> <p>(1)地震発生後直ちに、人的・物的被害、火災・爆発・漏洩等の有無を調査するとともに、地震の規模に応じて高圧ガス関係施設の運転停止及び装置内のガスの安全なパージ等を行う。</p> <p>(2)地震により、人的・物的被害が生じ、又は火災・爆発漏洩等の災害が発生したときは、直ちに、負傷者の救護、高圧ガス関係施設の運転停止及び装置内のガスの安全なパージ、高圧ガス容器の安全な場所への移動等の応急措置を講じるとともに、事業所の防災組織による防災活動を行う。</p> <p>(3)地震による災害が拡大し、周辺住民等に被害が及ぶおそれがあるときは、周辺住民への避難勧告等に必要な措置を講じる。</p> <p>(4)車両により高圧ガスを輸送中に地震が発生した場合は、直ちに、車両を安全な場所に停車して、ガス漏洩の有無等について点検し、異常があるときは上記(1)～(3)の応急措置を講じるとともに、山口県高圧ガス地域防災協議会等による応援を受ける。</p>

高圧ガス関係事業者	<p>2 地震発生時の連絡通報及び広報活動</p> <p>(1)地震により災害が発生したときは、直ちに、消防機関、警察、町、県（防災危機管理課）等へ通報する。 なお、通信手段が途絶しない限り、第一報は電話連絡とし、その後の状況及び別に定める事項は、ファクシミリ等により逐次報告するものとする。</p> <p>(2)地震による災害が周辺住民へ不安を与えるおそれがある場合、又は被害を及ぼすおそれがある場合は、被害の状況及び避難の必要性等について、迅速かつ正確な広報活動を行う。</p>
町長（消防機関）	<p>1 救急・防災活動等</p> <p>地震により、高圧ガス関係施設に災害が発生したときは、必要な救急・防災活動を行うとともに、必要に応じて、高圧ガス関係事業者に、防災活動上必要な指示を行う。</p> <p>2 警戒区域・避難勧告・避難命令</p> <p>高圧ガス関係施設の火災・爆発、ガスの漏洩により、周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、警戒区域の設定及び避難勧告・避難指示等の必要な措置を講じる。</p> <p>3 広報活動</p> <p>周辺住民に対し、高圧ガス関係施設の災害状況、避難の必要の有無等について、適切な広報活動を行う。</p>
警察	第1項「石油類等の危険物」に準じた措置を講じる。
海上保安部・署	第1項「石油類等の危険物」に準じた措置を講じる。
中国経済産業局	関係機関との連絡調整を行い、県、高圧ガス関係事業者等に対し、災害拡大の防止及び周辺住民の安全確保等について必要な指示・助言を行う。

第4項 放射性物質

地震災害により放射性物質の漏洩等が生じた場合、使用者及び防災関係機関は、災害の態様に応じて「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」又は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき定められた基準に従い、必要な措置を講じる。

1 事故等発生時の伝達系統図



2 応急対策実施機関及び措置

実施者	措置内容
使用者 取扱関係者	放射性物質による環境の汚染等の発生若しくはおそれがある場合は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」又は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、定められた基準に従い、必要な措置を講じる。 (1)放射性物質による環境の汚染等の発生若しくはおそれがある場合は、国（所轄労働基準監督署、海上保安部・署等）、警察、町等に通報する。 (2)放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、障害の発生防止又は拡大防止のための緊急措置を講じる。
町長 (消防機関)	(1)事故等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合は、直ちに、県に通報するとともに、必要に応じて付近住民への広報活動を行う。 (2)放射性物質による環境の汚染が著しいと認められる場合には、警戒区域の設定又は付近住民等に対して避難勧告、避難の指示を行う。 (3)危険の排除のため、使用者等に対して必要な応急措置をとるよう指導する。 ア 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 イ 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置 (4)消防活動及び救助活動については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」「原子炉施設等における消防活動対策ハンドブック」及び「原子力施設等における除染等消防活動要領」を参考に実施する。
警察	(1)事故等の発生の通報を受けた場合、警察庁、県（防災危機管理課又は医務課）へ通報する。 (2)必要に応じて、警戒区域の設定、交通規制等を実施する。
海上保安部・署	(1)第1項石油類等の保安対策でとる1～4の措置に準じた措置を講じる。 (2)海上におけるモニタリングに関し、知事等からの要請に備え必要な準備をするとともに、要請があった場合は、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、対応可能な範囲で必要な支援を行う。

第5項 毒物劇物

毒物劇物取扱施設については、毒物及び劇物取締法に基づき監視指導を行っており、また、消防法あるいは高圧ガス取締法によって規制を受けている施設については、その法令により、災害予防対策として事故時の流出を防止するため防液堤等の設備の設置等の対策が講じられている。

防災関係機関及び取扱業者は、災害時において設備等が破損した場合、次の応急措置等を講じる。

実施者	措置内容
製造者 輸入者 販売者 業務上取扱者	1 地震発生後、直ちに地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに防災対策要員を確保する。 2 毒物劇物タンク等の被害状況の把握に努め、当該施設が被害を受け毒物劇物の漏洩、流出等が生じた場合には、次の応急措置を講じる。 (1)健康福祉センター（環境保健所）、警察、消防機関に直ちに通報する。 (2)従業員及び周辺住民に対して正確な情報を提供し、必要に応じて早期の避難措置をとる。 (3)中和処理剤の散布等の緊急措置を実施する。
町長 (消防機関)	危害が発生するおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡を取り、立入禁止区域の設定並びに区域内住民に対する避難、立退きの指示、勧告を行う。

警察	県及び消防機関と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等を実施する。
海上保安部・署	第1項石油類等の保安対策でとる措置に準じた措置を講じる。